

全国のブラックバス防除活動と問題点

全国ブラックバス防除市民ネットワーク

半沢 裕子

1. 外来生物法施行以前から続くブラックバスとの闘い

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、通称「外来生物法」が施行されて、今年 2020 年で 15 年となった。この法律は名前のおおり、日本の生態系や在来生物に深刻な影響を与えると専門家が判断し、特定外来生物に指定された生き物が、生態系などに与える被害を防止するための法律である。つまり、専門家が「早く対策しないとヤバイ」と判断した生きものや、「日本に入ったらヤバイ」と判断した生きものを「特定外来生物」に指定するのであり、いわゆるブラックバス(オオクチバス、コクチバス)は施行時に真っ先に指定された生き物だった。

しかしながら、突然姿を現し、急激に数を殖やすこの外来魚に困惑し、なんとかこれを駆除しようという悪戦苦闘は、当然ながら外来生物法制定以前から全国各地で繰り返されてきた。オオクチバスは実業家の赤星鉄馬氏により、1925 年に神奈川県芦ノ湖に持ち込まれ、戦後、釣り好きな駐留米軍の兵士などによっていくつかの湖沼に許可なく放流された。しかし、日本で生息する水域を爆発的に増やし始めるのは 1970 年代半ば頃。米国で巻き起こったトーナメント方式のバス釣りブームと並行するように、日本でもフィッシングのプロモーションが釣り業界によって開始され、「ゲリラ放流(注:今日でいう密放流)に伴うバス釣り場の全国展開」(バス釣り専門誌に寄稿したフィッシング・プロの文章)が起こったのだ(1)。

たとえば、オオクチバスが初確認されたのは、山梨県河口湖が 1973 年、琵琶湖が 1974 年、茨城県霞ヶ浦が 1979 年のことだ。いずれもバス・フィッシングの愛好家から「バス釣りのメッカ」と見なされてきた湖沼だ。しかし、その陰で漁業者や行政の担当者、研究者などが、生態もよくわかっていないこの北米原産の大型魚の駆除に奮闘させられてきたのだ。

結果、河口湖では 1989 年、ワカサギの減収を何とかしてくれという漁業者の訴えからオオクチバスに漁業権が免許され、バス釣り人から釣り料が徴収できるという困った流れが生まれ、山中湖、西湖も続いた。一方、世界有数の古代湖で固有種の種数も多く、漁業の盛んな日本最大の湖、琵琶湖では、バス釣り関係者と漁業者や在来の魚を守りたい人々の軋轢が続いた。そして 2002 年、ボートの航行を制限し、釣った外来魚のリリースを禁止する「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が施行されている。

2. 東北地方へ侵入。侵入初期に徹底的に叩く！

早い段階でオオクチバスが密放流された関東地方以西の湖沼では、定着・繁殖したバスとの闘いが続いていたが、1980～1990年代、ブラックバス類は東北地方でも確認されるようになる。秋田県で初確認されたのは1982年、秋田市の空素沼(からすぬま)だが、実際にはその前年に密放流されたと推測されている。さらに、後年バス釣りのメッカと呼ばれた八郎湖への侵入は1983年と考えられている(2)。

マガンの楽園、ラムサール条約登録湿地でも知られる宮城県伊豆沼・内沼でオオクチバスが初めて確認されたのは1992年。96年頃から急増し、それに伴って在来魚が激減。95年まで5～10トンあったタナゴ類の漁獲量は96年にはいきなり800キロに減少し、絶滅危惧種に指定されているわりに生息数が多く、普通種のような存在だったゼニタナゴは、2000年に1匹も捕獲されなくなった。

東北地方では「侵入初期なら完全駆除の可能性もある」と研究者や市民が立ち上がり、駆除を開始した。秋田では秋田県水産振興センター職員(当時)の杉山秀樹氏が秋田淡水魚研究会(現・NPO法人秋田水生生物保全協会)を立ち上げ、駆除した外来魚の体長や体重、雄雌、それに胃の内容物まで調査記録する手法を確立した。こうしたオオクチバス駆除&調査手法は当時、さまざまな地域で同時多発的に行われるようになった。外来魚論争でオオクチバス擁護派から「オオクチバスがワカサギを食べている証拠を見せろ」などと言われてきたオオクチバス駆除派にとっては、バスを駆除すべき論拠がやっと増えてきたのだ。

伊豆沼・内沼では宮城県水産試験場の職員(当時)だった高橋清孝氏が、「材料が安価でどこでも入手できて誰でも作れる」駆除装置、伊豆沼式人工産卵床を考案。伊豆沼・内沼の保全に取り組む(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団はボランティア・グループ「伊豆沼バス・バスターズ」を組織し、春から初夏にかけてのオオクチバス産卵期にこの装置を設置し、毎週見回って卵や稚魚、親魚を駆除する活動を2004年に開始した。最盛期には500基も設置し、すでに15年以上継続している。その結果、船べりから汲み上げた観察ケース1杯の水にオオクチバス稚魚が数百匹も捕獲された最盛期が嘘のように、低密度管理に成功している。2019年には人工産卵床への産卵数が3カ所、稚魚の捕獲数が14万個体(2018年度は37個体!)というから驚く。そして、姿を消したゼニタナゴが戻ってきている可能性も高いという。

3. 外来生物法施行15年の今日、ブラックバス防除の「壁」とは

このように手探りのブラックバス駆除方法が模索され、少しずつ確立していく中、外来生物法は2005年に施行された。当時はまだバス釣り人も多く、各地にバス釣りによる経済効果への期待もあり、ブラックバスの駆除を訴えると地

域で軋轢を生んだり、バス釣り人と揉めることも少なくなかった。そこで、互いに協力し合い、情報交換することを目的に同年、全国ブラックバス防除市民ネットワーク(通称ノーバスネット)が15団体で設立された(現在は45団体)。

ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)が外来生物法で真っ先に特定外来生物に指定された効果は、たいへん大きかったといえる。「ブラックバスは日本にいてほしくない魚」という認識は広く拡散、侵透し、今では地域の水辺の環境を保全する場合に、オオクチバスやブルーギルなど特定外来生物の外来魚の駆除が当たり前のように検討される。バサーの数も減り、派手なトーナメント・スタイルでバス釣りにいそしむ釣り人も減った。

その一方で、施行から15年たった今日、ブラックバス防除がぶつかっている問題点というか「壁」も明らかになってきている。

【壁①ブラックバス駆除と環境保全は大きな労力を長期間必要とする】

オオクチバスやブルーギルが繁殖し、在来の希少生物が危機に瀕している。というときは当然、外来魚を駆除しようということになる。網をかけたり産卵のコロニーを潰したり、釣って駆除したり、さまざまな方法を試みる。しかし、生きものはしぶとい。まして、新しい水域に入れられると爆発的に増えることの多い強力な生きものだ。まもなく、完全駆除は不可能とわかる。唯一完全駆除が可能と思われるのは池干し(掻い掘り)だが、それも捕り残しがあつたり、大雨時に隣接する水域から外来種が再侵入したり、完全駆除状態が続かないことも多い。釣り人に好まれる場所では、しつこく密放流が行われることもある。

外来魚駆除は多くの人手と時間を必要とし、さらに、たくさんの網類やボート、水の中で作業するための胴長や長手袋など道具や資材も必要で、お金もかかる。助成金を申請しながらこれを定期的に長く続けるのは実際たいへんな負担で、取り組む人たちが疲弊してしまうのが大きな問題となっている。

中には、前述の伊豆沼や認定NPO法人シナイモツゴ郷の会のように、流域ぐるみで粛々と防除を継続し、低密度管理や完全駆除を実現しているところもある。認定NPO法人生態工房は東京都の井の頭恩賜公園の池干しを繰り返し実施した結果、水質が改善して水草が戻り、外来魚がいなくなって在来魚が増え、池干しの効果を広く都民に見せつけた。大阪市の淀川ではワンドの外来魚を集中的に駆除したことで、再導入した国の天然記念物イタセンパラが定着し、近年では万単位で繁殖していると聞いた。

しかし、めざましい成功例は決して数多くはない。一所懸命オオクチバスの駆除を続けても外来魚数が一進一退だったり、突然急増したり、近年知られてきたようにアメリカザリガニが急増し、環境自体を改悪してしまったりといった事例のほうが多いと言えるだろう。そうした中で続ける駆除はモチベーションまで低下させてしまう。いかに効果を挙げながら活動を継続するかは、ブ

ブラックバス防除活動の最大の問題といえるだろう。

【壁②密放流を防ぐことのむずかしさ】

前項でも多少触れたが、釣り人が好む場所にあるため池などにはオオクチバスがくり返し密放流されることも少なくない。しかも、湖沼の面積は想像以上に広い。ひとつの湖沼でも周囲を全域パトロールすることは不可能だから、密放流の防止はそもそも分の悪い活動といえる。これに対しては、釣り人が来ても釣れないよう、釣り禁止や立ち入り禁止などの対策を講じているところもある。ある行政関係者には「市民団体などが被疑者不詳のまま、密放流者を告発してほしい」と提案されたこともある。それでも、密放流を完全に防ぐことは事実上不可能なままとなっている。

【壁③「外来種は悪なのか」論と無関心】

ブラックバス駆除は生きものの殺処分であり、取り組む側にとってもつらい作業である。池干しなどをイベント化して地域で共有する場合でも、主催団体は子どもたちに死骸を見せないようにしたり、なぜ駆除する必要があるか説明する看板を立てるなどの対策を講じている。それでも、「外来種も在来種も同じ命。仲よく共存すればいい」といった意見を言う人が今も後を絶たない。釣り団体が地方行政に働きかけ、駆除釣り大会で釣った魚を「命を大切に」という謳い文句のもと、管理釣り場に生きたまま運ぼうとしたこともあった。

特に最近、気になるのは、「外来種は悪なのか」という問いかけだ。水辺の生きもの保全活動に取り組んでいると、特定外来生物に指定されている生き物でも、その水域では優先的に駆除する必要を感じないものもある。逆に、在来種でも増えすぎて他の生物を圧迫するため、駆除するものもある。そうやって駆除していたら、翌年突然なくなってしまったということもある。生き物の振る舞いはなかなか期待どおりにはならない。外来生物駆除に取り組む人たちこそ、そのことを身に染みて知っている。にもかかわらず、そうした人たちを原理主義者と決めつける風潮が広がっているのを感じる。

しかし、最大の「壁」は今なお、普通の人たちの無関心と「生き物はどうせ人間の思い通りにならない」という無力感ではないかと思う。普通の市民が水辺から離れてしまった今日だが、水辺の環境保全について広報をしたり、自然観察会などを通じて子どもたちに生き物に親しんでもらうことで、無関心は解消できる可能性がある。しかし、無力感のほうは上記の「外来種は悪なのか」論とあいまって、保全活動を行うこと自体を意味なしとするような風潮につながっているように思う。

4. それぞれの地域独自の保全を組み立て、外来生物法の精神を明確に

3つの「壁」を羅列したが、これらは保全活動に取り組む人たちには耳タコな内容といえる。そして、これらの「壁」の打破に必要なのが、外来生物法の精神をより明快なものにすることだと考える。ブラックバスに関していえば、オオクチバスに漁業権が免許されている湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、山中湖、西湖)があること、それらに納入するために今なおブラックバスを養殖している業者があることなどは、「ブラックバスは日本にいてほしくない魚」という認識を薄めていると思う。密放流がいまだにとまらない原因のひとつは、そういった認識の薄さにあると思う。

同様に、そろそろブラックバスのリリース禁止を外来生物法の中に明確に位置づけてほしいと思う。ブラックバスを釣ったら、駆除してもらおう。バス駆除において釣りの効果は非常に高いので、釣ってもらえば生息数も減らせるし、ブラックバスは駆除すべき魚という位置づけも明確になる。

最近、それらを強く感じたのは、コクチバスが生息域を急激に拡大していることを改めて教えられたためだ。オオクチバスより水温の低い流れの急な河川を好むと言われるコクチバスは、外来生物法施行前にすでに17の湖沼と89の河川に生息が確認されていた(2003年、全国内水面漁業協同組合連合会調べ)。しかし近年、岐阜県や長野県、山梨県などの上流域、源流域にある河川湖沼での確認が相次いでいるという。外来生物法、なめられているぞ。と思わずにはいられない。

外来種すべてが悪ではないというのは、その通り。しかし、守りたい水辺のビジョンを地域で共有するとき、それを無に帰す外来種、とりわけ侵略性の強い特定外来生物は、その地域ではやっぱり駆除しなければならない生きものだ。外来生物法がその根拠のひとつに、明快になってくれることを求めたい。

(1) 西山徹「ぼくが日本のバスたちについて思うこと…」(『Basser』1988年春号、つり人社刊)

(2) 杉山秀樹『オオクチバス駆除最前線』(2005年、無明舎出版)